（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の消費生活協同組合法第二十八条第四項に規定する者に該当する者を監事に選任している消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会（第三項において「組合」という。）の監事については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法（次項において「新消費生活協同組合法」という。）第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新消費生活協同組合法第三十一条の八第三項において準用する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。

（医療法の一部改正）

第七十三条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の七中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第七十四条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第百二十条第五項」を「第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」に改める。

第五十二条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「「公告し」と」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十二条において準用する同法第三十四条第五項」と」を加える。

第五十二条の十第二項中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第七十五条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十三の三中「第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号」を「第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号」に改める。

（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部改正）

第七十六条　会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第八章　農林水産省関係

（農業協同組合法の一部改正）

第七十七条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第十二項を次のように改める。

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者以外の者であること。

イ　農業協同組合　当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合の組合員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人

ロ　農業協同組合連合会　当該農業協同組合連合会の会員たる法人の役員又は使用人

二　その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第三十五条の四第一項中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に、「第三百六十一条第二項」を「第三百六十一条第四項」に改める。

第三十五条の五第五項中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条」に、「「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」を「同項第一号中「取締役（取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員（理事又は経営管理委員）」と、「取締役が」とあるのは「理事若しくは経営管理委員が」に、「読み替える」を「、同項第一号及び第二号中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と読み替える」に改める。

第三十七条の二第七項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで」に、「並びに第八百五十一条」を「、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第四十条の二中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百四十九条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第二百十三条の二第二項」に改める。

第四十七条中「、「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」を「、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員又は理事、経営管理委員」」に改め、「第七十二条の二の二」と、」の下に「同項及び」を加える。

第五十八条第七項中「又は設立時監査役」」の下に「とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」」を加える。

第六十三条の二中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第六十五条の三の次に次の一条を加える。

第六十五条の四　組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併によつて消滅する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。

組合の合併が法令又は定款に違反する場合において、合併後存続する組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、当該組合員は、当該組合に対し、当該合併をやめることを請求することができる。ただし、第六十五条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合（同条第四項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。